

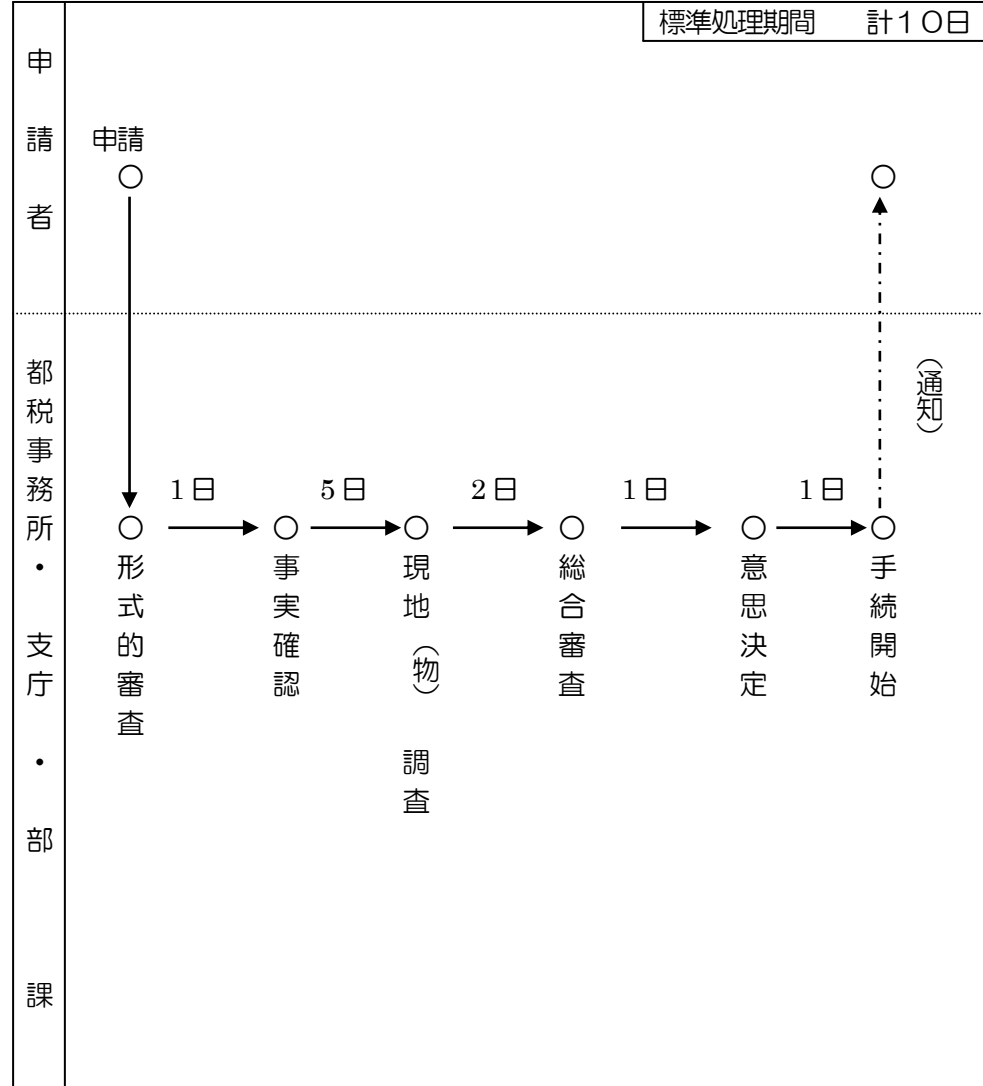
事務処理フロー図

事務名 滞納処分における相続人の固有財産の差押換えの請求事務

作成部署 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 電話 5388-3024

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された請求書に記入漏れがないかどうかを審査します。
2	事実確認	請求書記載内容について、関係機関(者)に対し事実確認を行い請求内容と相違ないか確認します。
3	現地(物)調査	差押換え財産の現地(物)を確認し、請求書記載内容の現況を確認します。
4	総合審査	事実確認当調査事実に基づき、請求の要件を満たすか否かについて総合審査をします。
5	意思決定	相当と認めるか否かについて都税事務所長等が決定します。
6	手続開始(通知)	認める場合には、差押換えの手続を行い、認めない場合には請求者に通知をします。
7		
8		
9		
10		